

令和2年10月1日

関係者のみなさまへ

三原市長
(契約課)

災害復旧工事の工事検査、工事成績評定等への対応について

平成30年7月豪雨により、本市では広範囲にわたって甚大な被害が生じており、今後、集中的に発注する災害復旧工事の円滑な工事執行及び完成した工事の速やかな供用を図るため、令和2年度までに発生した災害復旧工事の工事検査、工事成績評定等について、次のとおり対応することをお知らせします。

- 1 工事検査は、当初請負代金額 3,500 万円未満の工事及び変更契約で請負代金額が 3,500 万円未満となる工事は原則、工事担当課の係長以上の職員が実施（以下「工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事」という。）し、当初請負代金額 3,500 万円以上の工事を契約課の職員が実施します。（多数の工事検査がある場合等はこの限りではない。）
- 2 工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事は、工事成績評定を対象外とします。
- 3 中間検査は、工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事を原則対象外とし、低入札価格調査制度対象工事について中間検査の回数を原則増やさないものとし、ます。
- 4 適用は、平成31年3月1日以降に公告、指名、見積依頼をする工事とします。

問い合わせ先
契約課工事検査係
電話 0848(67)6076